

東京国公だより

【電話】03-3501-6973

【FAX】03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

URL : <http://tk-kokko.org/>

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 2016/10/15 16-3号

人事院勧告の完全実施を決定

10月14日に閣議決定―問題点は山積

10月15日に開たかれた給与関係僚会議と閣議で、2016年度の一般職国家公務員の月給とボーナスの引き上げを求めた人事院勧告の完全実施を決めました。同時に年

収130万円未満の配偶者を待つ課長級以下の職員に支給している配偶者手当の減額も来年4月から段階的に実施することも確定的となりまし

た。給与法改正案は今国会に提出されず。

月例給は平均708円(0・17%)、ボーナスにあたる期末・勤勉手当は0・1カ月分引き上げ、ともに3年連続のプラスとなります。

配偶者手当は来年4月から減額を始め、18年度には現行の1万3000円が半減され、削減分を原資として子の扶養手当を増額するとしています。

プラス勧告でも生活改善はつながらず

3年連続の給与引き上げは、東京国公を含めた官民共同の

成果と言えます。

しかし、物価上昇にも満たない低額引上げであり、とりわけ、高齢層職員への配分は400円という微々たる額で現給保障を突破することもできないなど、私たちが要求



《消費者物価と人事院勧告の比較》	年平均(対前年比%)		
	2013年	2014年	2015年
総合	0.4%	2.7%	0.8%
国家公務員のボーナスも含めた年収(対前年比)	1.2%	0.9%	0.8%

した水準には遠く及ばず、生活改善には全くつながらない内容です。

「理」に合わない扶養

手当の改悪Ⅱ7万7

千人が事実上、給与が

ダウンに

とりわけ問題なのは扶養手当の改悪です。国家公務員の賃金に関わっての原則である「情勢適応の原則」(民間準拠)すらも踏みにじって扶養手当が改悪されました。

最大の争点となったこの扶養手当「見直し」については、昨年と今年の民間事業所調査結果の比較では、家族手当を有している事業所は76・5%から76・8%に増えており、そのうち配偶手当支給については、90・3%から87・0%とほとんど変わっていません。しかも配偶者手当の見直しを予定している事業所もわずか

9・1%に過ぎません。

にもかかわらず、配偶者にかかる手当を現行の1万3千円から6500円とし、削減分を原資にして子の扶養手当を増額する旨が決定されました。これによって、少なくとも7万7千人が事実上給与の引き下げとなります。

見直し」は見直さず

非常勤職員の処遇改

善には何ら言及せず

また人事院勧告では、職場からの強い要求であった通勤手当や住居手当の改善は実施せず、この間、中止を求めてきた「給与水準引き下げ」については促進と言うものでした。さらに今年の人事院勧告では、安倍政権すらも「同一労働・同一賃金」、「均等待遇」に言及し、公務員白書でも「公務遂行にとって欠くことので

きない役割を担ってきている」としている非常勤職員の雇用の安定や賃金・休暇などの労働条件改善にはまったくふれられていません。こうした問題点が山積している人事院勧告が法案化されることには賛成しかねるものがあります。

東京国公は官民の共同をいっそう進め、国家公務員労働者の要求実現に向け、引き続き奮闘する決意を改めて表明するものです。



9月23日、JALの不当労働行為が最高裁で確定

「JALは直ちに165人を職場に戻せ！」と13日に本社前行動

9月23日最高裁判所から、JALの管財人が行った不当労働行為事件について、JALの上告を棄却・不受理とする決定が出されました。これを受けて10月13日には「JALは不当解雇を撤回して、直ちに165人を職場に戻せ！」と本社前行動が実施されました。



CCUの前田副委員長が熱のこもった決意表明。判決の意義、現局面の事態、職場の実態、闘いの展望がしっかり示された内容です。東京国公のHPに全文掲載しましたので是非お読みになって下さい。